（第１号様式　別紙１）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

１　甲府市地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、甲府市地方就職支援金に関する報告について、甲府市から求められた場合には、それに応じます。

２　甲府市地方就職支援金交付要綱に基づき、次の場合には、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（１）申請者が虚偽その他不正な行為により地方就職支援金の交付を受けた場合：全額

（２）申請日から１年以内に就職先として申請した内定企業への就業を行わなかった場合：全額

（３）申請日から１年以内に本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く）：全額

（４）就業日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職から３か月以内に交付要綱に規定する県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

（５）転入日から３年未満に転出した場合：全額

（６）転入日から３年以上５年以内に転出した場合：半額